別紙２

2027 年度留学生地域交流事業審査方針

１．事業の趣旨

地域における外国人留学生と日本人等住民（留学生以外の外国人を含む。以下、「地域住民」という。）との相互理解促進に係る事業を実施することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するものであることとし、国際社会の平和的発展への貢献に繋がることが期待できるものであること。

２．事業の内容

（１）以下の助成対象事業の区分を１つ又は複数含めた事業で、該当する各区分の趣旨・目的を達成するに足るものであること。ただし、申請団体の会員及び学生等のみを対象とした事業計画は申請対象外です。

（例１）１大学が同学の学生及び留学生のみを対象とした事業

（例２）１団体が同団体の会員のみを対象とした事業　等

①国際理解教育の推進

外国人留学生を活用しており、異文化理解の促進やグローバル社会において必要な資質や能力を育成するものであること。

②生活支援体制整備の推進

外国人留学生が安心して勉学に励み、充実した留学生活を送るための生活支援を行うものであること。

③交流の推進

外国人留学生と地域との相互理解や地域への知見を深める交流を行うものであること。

④ネットワーク整備の推進

外国人留学生と地域住民又は地域をまたいだ各地の住民をつなぎ、外国人留学生の地域定着を支援する各種ネットワークの構築・活用を行うものであること。

（２）外国人留学生の出身国・地域、日本国内の所属大学に多様性があり、それらの枠を超えた交流が可能であること。また、外国人留学生と地域住民の参加者数のバランスが取れるものであること。

（３）地域の特性を生かし、創意工夫を凝らした内容であること。

３．期待される効果

事業の実施により、留学生地域交流事業の目的・趣旨がどのように達成されるか、また、外国人留学生や地域住民及び地域に与える効果について具体的に記載されていること。

４．参加者への周知方法

申請事業の対象となる外国人留学生、地域住民に適切且つ効果的な周知をする計画となっていること。

５．助成を申請する意義

助成を得ることによる事業実施への効果等、助成を申請する意義が具体的に記載されていること。

６．予算計画

事業の申請内容に見合った予算計画であり、予算の積算が無駄なく且つ効率的であること。

７．実施体制

（１）実施責任者、実施担当者、会計責任者、会計担当者が配置されていること。なお、役割については兼任していない方が望ましい。

（２）関係機関との連携・協力を行う場合は、連携・協力体制が整備されていること。
関係機関との連携・協力を行わない場合は、申請団体単独で十分に実施できる内容であること。

８．採択実績

（１）過去３年度に採択実績のない団体の事業を優先する。ただし、過去に採択された団体の事業についても、新たな取り組みや見直しが行われているものについては評価する。

（２）過去に採択された団体において、事務手続の不備があった団体については、今後の審査に影響を及ぼすので留意すること。

（例１）採択結果通知受領後、事業計画書（様式２－１－１）及び事業計画書の詳細（様式２－１－２）に変更が生じるにも関わらず、事業実施前に計画変更を行わず、機構が承認する前に採択時の計画を変更し事業を実施した場合

（例２）書類提出期限を守らなかった場合　等

９．その他

（１）１団体から複数の申請があった場合、より多くの団体を助成するために、１団体から複数の事業を採択せず他団体の事業を採択する。その上で、予算に余裕が生じた場合には、当該団体の別の事業を採択する。

（２）諸地域の事業を広く支援するために、日本全国を９の地域（北海道、東北地方、関東地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、沖縄県）に分け、各地域から少なくとも１団体を原則採択する。